

14 番（小川義昭議員）

次に、今ほどの個別施設計画における公共施設総量の適正化を実行するための検討（譲渡・貸付け、取壊し、転用、保全）及び処分の対策についてであります。

個別施設計画によると、長寿命化の推進に際しては、故障や不具合が生じてから対処する従来の事後保全型維持管理から計画的な予防保全型の維持管理に転換することですが、このことは大変意義のある転換だと評価いたします。

先ほどの答弁でありましたように、この予防保全型に変わることによって1年当たり約4.9億円が低減されるということでもありますので、この転換は非常に有意義なことかなというふうに思います。

1点目、個別施設計画では、令和3年度から令和12年度の計画期間において管理方針の施設総量の適正化を実行するために、それぞれの公共施設について検討（譲渡・貸付け、取壊し、転用、保全）と処分の対策を示していますが、対象となっている公共施設を何年度に、あるいは個別の公共施設をどのように検討・処分していく予定なのかが示されていません。この点を具体的にお示しいただきたいと思います。

また、その際必要となる費用については、個別施設計画の維持・更新費用の今後40年間の将来予測資産、総額1,063億円に含まれているのかお伺いいたします。もし含まれていない場合、どのように手当てするのも併せてお伺いいたします。